

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 105-6205

住所 東京都港区愛宕二丁目5番1号

氏名 ボーダフォン株式会社

代表執行役社長兼CEO ジェイ・ブライアン・クラーク

電話番号 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 最終報告書 (案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

今回、「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」（以下「報告書案」）について、このような意見提出の機会を設けて頂きましたことに厚くお礼申し上げます。以下に、弊社の見解を述べさせていただきますので、お取り計らいの程、よろしくお願いいたします。

サマリー

- ・ 弊社は、現行の時代錯誤的な電波利用料制度における「電波有効利用の逆インセンティブ」と「不公平な費用負担」を速やかに是正する必要があることに賛同いたします。
 - － 無線局数に基づく電波利用料額算定は、一部の電波利用者に恣意的に不利を生じるため、効率的な電波利用を促進するものではありません。また、規制は技術的に中立なものであるべきという原則に矛盾するものです。
 - － 効率的で効果的な電波利用のための最善の方法は、電波利用料額の算定を帯域幅（周波数量）と使用帯域（周波数タイプ）に基づくものとする事です。
 - － 新たな電波利用料制度への移行プロセスは、円滑で安定したものが求められます。しかしながら、最終的なゴールは現行の非効率な算定方式を完全になくすことです。電波利用料が一部でも無線局数に基づいて算定されれば、周波数有効利用の逆インセンティブと、現行制度の主たる欠陥である不公平さが持続されることとなります。
- ・ デジタルディバイドや研究開発に用途を拡大するために、電波利用料総額を引き上げる必要性を検討する前に、まずはより効率的な新たな電波利用料制度を確実に実現すべきです。
- ・ 電波利用料制度が公平で効率的かつ効果的な電波利用を促進するものであり、また、そのことが明らかとなるよう、電波利用料制度は、より透明性が確保されたものとするべきであり、電波利用料の歳出と歳入について全面的な説明責任が確保されるべきです。

1. 効率的、効果的な電波利用の促進の実現に向けて

(P. 28 : 第2章 第1節 料額の算定方法、P. 48 : 第4章 経済的価値を勘案した電波利用料の料額算定のあり方)

弊社見解

- (a) 最終的には、全ての電波利用料額は効率的な周波数利用を促進する算定方式に基づいて算定されるべきであると考えます。
- (b) 効率的な電波利用を促進する要素のみに基づく新たな電波利用料算定方式を、報告書案に明確に記載して頂きたいと考えます。国際的なベストプラクティスでは、電波利用料を算定する最も効率的な要素は、帯域幅と使用帯域であると認識されています。
- (c) 異なる電波の利用用途に対して異なる電波利用料を徴収することは、電波の効率利用を促進しないばかりか、技術的に中立であるべきという規制のベストプラクティスに反します。
従って、第4章 第3節 量的要素の勘案 ②第2段落は、「料額の算定においては、公平性を確保するために、電波の利用用途を勘案せず、使用する帯域幅に応じて料額を算定することが適当である。具体的には、類似の周波数帯域において、帯域幅を2倍に使用する場合にはその料額も2倍となり、・・・(以下報告書案と同文)」に変更すべきであると考えます。また、図にある「同じ目的」という表現を削除すべきであると考えます。

コメント

(a) 新しい算定方法への確実な移行

- ・ 無線局数に基づく電波利用料算定の場合、携帯電話事業者が一定の周波数の中で、より多くのユーザにサービスを提供しようと、電波をより効果的、効率的に使えば使うほど、電波利用料の負担が増加することとなります。
- ・ 一部の電波利用者の経済的負担の増加を緩和するために、現行制度から新しい制度へ段階的な移行を行うことは現実的であると考えます。しかしながら、報告書案においても現在の無線局数ベースの算定方式が非効率、不公平、時代錯誤的であると認識されており、新たな算定方式において共益事務費用の負担方法を今後も無線局数による按分とすべきとする理由はないものと考えます。

(b) 新しい算定方式の基準

- ・ 効果的な電波利用のため、電波利用料を主に帯域幅と使用帯域に基づいて算定するというのは、国際的に認められているところです。
 - － 事業者が利用する帯域幅や使用帯域に対して電波利用料の負担を求めれば、事業者はコストを抑えるため、電波をより効果的に利用しようとします。
 - － 高い周波数帯については、一般的に投資、運用コストが高くなります。高い周波数帯に対して低い利用料を設定すれば、需要が逼迫した低い周波数帯から高い周波数帯に周波数利用が移行すると考えられます。電波利用者は、広く利用できる高い周波数帯の方がコスト効率が良いと考え、効果的な電波利用が行えるよう技術開発を

進めようとしています。

- 帯域幅と使用帯域に基づいて算定される電波利用料は、周波数の利用度合いではなく、周波数そのものに基づく料金となるため、技術的な中立性が確保されます。これにより、特定の電波利用用途を優位的に取り扱わないことが確保されます。
- ・ 以下の表は、欧州、北米、豪州において電波利用料を算定する際に使用される指標と、日本の現行制度のものとを比較したものです。この表を見ると、日本だけが無線局数に基づいて電波利用料を算定していることが分かります。また、電波利用料の算定に、帯域幅や使用帯域を使用していないのが日本だけであることも分かります。

電波利用料の算定要素

料額算定要素	イギリス	フランス	カナダ	オーストラリア	日本
帯域幅	○	○	○	○	×
使用帯域	○	○	○	○	×
無線局数	×	×	×	×	○
人口密度	×	×	○	○	×
混雑度	○	×	×	×	×

参照: National Regulatory Authorities ACA, CRTC, ART, OFCOM、総務省(2004年6月27日現在)

2. 電波利用料の範囲の拡大

(P. 62 : 第5章 電波利用社会発展のために戦略的に取り組むべき施策)

弊社見解

- (a) 弊社は、報告書案に記載されている効率化を通じて現行の電波利用共益事務費用を削減するという目標を強く支持します。
- (b) デジタルディバイド解消の資金確保や研究開発の拡大のために電波利用料総額の引き上げが必要か否かを検討する前に、まずはより効率的な電波利用料制度が実現されることが優先されるべきと考えます。
- (c) 今後、電波利用料総額の引き上げが必要となった場合に、電波を利用する業界での技術開発や投資に対するマイナスの影響を最低限に抑えるよう、電波利用料はあらかじめ上限が設定されたものとすべきです。

コメント

- ・ 電波利用料総額を引き上げ、用途を拡大することと、それによる受益とのバランスについては、十分な検討が必要であると考えます。
- ・ 帯域幅と使用帯域に基づく新しい電波利用料制度に移行することによって、報告書案が

指摘しているデジタルディバイドや研究開発の問題は市場原理によって対応できるようになるものと考えます。

- 無線局数を基準とした現行制度は、移動体事業者に不公平な税を課しています。この不公平な負担をなくせば、移動体業界は携帯電話サービスを低廉化することができ、可能性が広がります。これにより、さらに加入が促進され、需要増に対応するエリアカバレッジの拡大が実現される可能性があります。
- 帯域幅に基づく電波利用料算定方式を導入し、高い周波数帯に対して低料金を設定することで、割り当てられた電波をより効率的、効果的に利用しようとするインセンティブと高い周波数帯をよりコスト効率の良い方法で利用しようとするインセンティブが機能し、民間部門での研究開発の推進が実現されると考えます。
- ・ 上記の理由により、これらの問題に関する新たな電波利用料制度が十分に検討されるまでは、デジタルディバイドや研究開発に対する追加資金を確保することを目的に電波利用料総額を引き上げるべきではありません。現行の非効率な電波利用料制度に基づいてデジタルディバイドや研究開発に必要な負担額を算定すると、現在の非効率性が持続されることになるものと考えます。これは、新しい電波利用料制度の効率性や競争におけるプラスの影響を弱めてしまう可能性があります。
- ・ 報告書案は、電波利用料の負担が3Gなどの新サービスの展開に悪影響を及ぼさないようにする必要があるという点を正しく指摘しています。ネットワークの展開や研究開発における過度な政府の介入は、本質的に民間資本を国有化することと同じであり、それによって市場を歪め、新しい技術の展開を遅らせてしまう可能性があります。このことは、結果的に、通信における世界的なリーダーである日本の立場を脅かすことにつながる可能性があるものと懸念しています。
- ・ また、報告書案においては、情報通信技術と通信業界全般（特に移動体通信）の貢献及び経済成長のドライバーとしての重要性を認識しています。電波を利用する産業は、GDPに対し直接的、間接的に大きく貢献しています。
- ・ 電波利用料の肥大化は、移動体通信業界及び電波を利用する他のIT産業の成長と発展を脅かす恐れがあると考えます。また、報告書案は、ヨーロッパの3Gオークションによる高い電波利用料の持続的な悪影響を正しく認識していると考えます。

3. 2G-3Gへの移行の問題

(P. 86 : 第7章 第2節 包括免許におけるシステム切替え時の電波利用料の納付手続)

弊社見解

- | |
|---|
| <p>(a) 包括免許におけるシステム更新時の電波利用料の重複支払いを是正し、合理化するという報告書案の提案に賛同いたします。</p> <p>(b) 電波利用料の徴収方式は、携帯電話利用者が2Gから3Gに移行する場合に二重に電波利用料を負担するようなものであるべきではありません。</p> <p>(c) 重複支払いを是正する手法については、透明性を確保し、客観的で、広く一般の意見が反映されたものとすべきです。</p> |
|---|

4. 透明性が確保される仕組みの構築

(P. 72 : 第5章 第4節 効率化努力と官民分担及び一般財源との役割分担)

弊社見解

- (a) 電波利用料の歳出・歳入の記録や、電波利用料額算定の手法あるいは算定プロセスの詳細情報など、電波利用料制度の透明性を確保するための仕組みについて、報告書(案)にさらに詳細に記述して頂きたいと考えます。
- (b) こうした仕組みについては、客観性、公平性、効率的電波利用を促進する効果を確保するため、広く一般の意見が反映されたものとすべきです。

コメント

- ・ 電波利用料額算定の透明性は、客観性、正確性、公平性によって確保されるものと考えます。また、透明性の確保はWTOの基本的な義務であり、内外の投資家にとっても大きな関心事の一つであると認識しております。
- ・ 帯域幅、使用帯域などに基づく新しい電波利用料額算定の手法を、明白かつ詳細に開示すべきと考えます。
- ・ 電波利用料の歳出の記録は、電波利用料の用途と当該用途に要する費用を適切に検証できるよう詳細なものであるべきです。例えば用途毎の詳細な歳出額を百万円、千万円単位などまでに掘り下げて公表する必要があると考えます。

5. ユニバーサルサービス

(P. 69 : 第5章 第3節 電波利用のデジタルディバイド解消に向けた取組み)

弊社見解

- (a) ユニバーサルサービスの問題は電波利用料制度の見直しの中で検討する事項ではありません。また、電波利用料制度の見直しを検討している電波利用料部会で詳細に議論がなされていないだけでなく、本部会で扱うべき問題ではないと考えます。
- (b) よって、ユニバーサルサービスに関する記述は、報告書案から削除して頂きたいと考えます。

6. 免許不要局および国/地方公共団体
(P. 73 : 第6章 納付義務者の範囲)

弊社見解

効率的な電波利用の促進のためには、利用する帯域幅と使用帯域に基づいて算定される電波利用料を全ての電波利用者から徴収することが必要です。

コメント

- ・ 効率的な電波利用を確保するために、免許不要局、および国、地方公共団体からも他の電波利用者と同じ基準で電波利用料を徴収すべきであると考えます。
- ・ しかしながら、商品として市場に投入されるに至っていない新しい技術の開発をしている段階で免許不要局から電波利用料を徴収することが現実的ではない、もしくは社会政策上の理由により電波利用料を負担することが適切ではないと考えられる場合もあるかもしれません。また、国や地方自治体が利用する電波、あるいは公共サービスの提供に利用される電波からは、電波利用料を徴収しないという社会政策上の理由も考えられます。
- ・ その際に問題となるのは、実利的あるいは社会政策的観点からの決定により、免許不要局や国、地方公共団体が負担しない電波利用料をその他の電波利用者が負担（補助）することによって、競争が歪められることであると考えます。例えば、電波利用料を負担している電波利用者は、現在、無線LANの利用者が本来負担すべき電波利用料を補助しています。これらの製品は電波を利用しますが、その利用に対して電波利用料を負担する必要はありません。
- ・ 新たな帯域幅や使用帯域に基づく電波利用料の算定において、電波利用料を負担していない者の帯域幅を考慮しない場合、先述の通り、電波利用料を負担している者から電波利用料を負担していない者への電波利用料の内部補助が生じ、電波利用料の負担の対象となる電波利用者が使用する帯域幅の比率が人為的に膨らみ、電波利用料負担者の負担額が実際に利用している帯域幅等以上に増加するという恐れがあります。
- ・ このような内部補助は、競争を歪め、電波の有効利用のインセンティブを弱めます。従って、内部補助を回避するために、各電波利用者に求める電波利用料額を算定する際は、全ての使用帯域を考慮すべきであると考えます。電波利用料を負担する電波利用者は、実際に利用する帯域幅に基づいて算定される電波利用料を負担すべきです。仮に実利的あるいは社会政策的観点からの決定により、特定の電波利用者から電波利用料を徴収しないこととする場合、当該電波利用料は、一般財源から確保されるべきであると考えます。

以上